

## 5. 危険物・防災・保安分野

<p>危険物・防災・保安 (1)</p>	<p>1-S型泡放射砲のリング火災への適用</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令は、タンクのリング火災に備え、大型化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車を3点セットで配備するよう義務付けている。3点セットが複数配備されている場合、2セット目以降については高所放水車の代わりに1-S型泡放射砲を配備することが認められているが、1セット目については大型高所放水車を配備することが求められている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令第8条</p>
<p>要望内容</p>	<p>1セット目から高所放水車に代えて1-S型泡放射砲を配備することを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>リング火災に際して、高所放水車で地上22m程度の箇所から幅1mに満たないフォームダム内の火点に対して放射しても、消化液が雲散してしまい、効果的でないのが実情である。これに対して、1-S型泡放射砲はタンクのトップアングルからフォームダムの火点に対してピンポイントで放射するものであり、全周リング火災の場合で2～3分で消火できる。実際の火災においても、大型高所放水車を用いた消火では数時間かけても部分的にしか消火できず、結局タンクのトップアングルから消火・鎮火した事例が複数存在する。また、1-S型泡放射砲は固定屋根消火設備、フォームワンダーによる消火を行った上で活用するため、防災要員の安全性も確保されている。なお、昨年の省庁回答に「1-S型泡放射砲は地上から放射するためその正確性が劣る」との指摘があったが、上記の通り、1-S型泡放射砲はタンクのトップアングルから放射するものであり、事実誤認と思われる。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁予防課特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安 (2)</p>	<p>放射線取扱責任者の選任規定の改定</p>
<p>規制の現状</p>	<p>放射性同位元素または放射線発生装置の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条に定める区分に従い、放射線取扱主任者を選任しなければならない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条</p>
<p>要望内容</p>	<p>10MeV以下の電子加速器については、第一種放射線取扱主任者でなくとも取扱いできるものとすべきである(10MeV以下の電子加速器を扱うことができる「準第一種放射線取扱主任者」(仮称)資格の新設)。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電子加速器については、工業分野、医療分野、環境分野など各方面での利用が進んでおり、特に利用目的に最適化した小型加速器は、近年その利用が拡大しつつある。しかし、現状では第一種放射線取扱主任者でないと取扱いが認められず、その普及を阻害する要因の一つとなっている。10MeV以下の低エネルギー電子加速器の場合、装置単独では中性子を発生しないので、X線発生装置のように法規制の対象にする必要はなく、第一種主任者でなくとも取扱いは十分可能であるといえる。第一種以外の免許取得者にも加速器の取扱いを認めることにより、放射線利用技術が幅広い分野で応用され、一層の社会貢献が期待できる。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室</p>

<p>危険物・防災・保安 (3)</p>	<p>危険物の仮貯蔵の期間延長</p>
<p>規制の現状</p>	<p>指定数量以上の危険物の仮貯蔵は、所轄消防長の承認の下、10日以内に 限って認められており、この期間を超過するたびに再申請を行い、承認を得る 必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第10条</p>
<p>要望内容</p>	<p>必要な説明(期間や異常時の処置等)を申請書類に添付することを条件に、10 日を越える仮貯蔵(30日程度)が可能となるよう法を改正すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>原油タンク器中洗浄には30日、燃料タンクの開放点検には60日、変圧器等の 絶縁油を含む大型機器のメンテナンスには10日以上をそれぞれ要し、各々危 険物の仮貯蔵の再申請を余儀なくされている。仮貯蔵の目的、異常時の対処 法等を最初に提出し、安全が担保されれば、10日を超過するごとに再申請を行 う合理的理由はない。仮貯蔵は、法律上の義務であるタンクの開放点検に際し て不可欠であり、かかる実情に即した改善を要望する。なお、昨年度の省庁回 答では、「10日以内に限って認められる仮貯蔵の制度は、危険物規制における 特例的措置であることを理由として、10日を越える仮貯蔵は認められない」旨述 べられているが、特例的措置であることと、10日を越える仮貯蔵が認められな いこととの間には理論的な連関はないと考える。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁予防課危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安 (4)</p>	<p>引火性液体危険物の定義の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第2条</p>
<p>要望内容</p>	<p>引火性液体危険物について、国際基準との整合化を図り、引火点の上限を93度に引下げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしていることから、各国並とするよう見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>世界各国(英、仏、独、蘭、米)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが嵩み、負担となっている。昨年の省庁回答では、「日本における危険物保安の観点」から上限引下げは困難とされているが、それ以上の説明はされておらず、根拠が不明確である。 わが国も参加している国連のシステム「GHS 化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合性を図ることが望まれる。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安 (5)</p>	<p>保安法令の重複適用の排除</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる官庁が所管しており、技術基準や申請・立会要件等について異なる規制を重複して受けている。例えば、プロセスのほとんどが気液混合の大気圧を超える状態で行われる石油精製・石油化学の場合、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等が重複している。また、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と異なる名称で規制されるなど、装置を構成する一つひとつの機器・設備まで、複数の法令が重複して適用されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第2条 高圧ガス保安法第2条 労働安全衛生法施行令第1条</p>
<p>要望内容</p>	<p>装置を構成している一つひとつの機器・設備までが複数の法令によって重複して規制されることのないよう、各法の適用範囲に係る基準を策定し、それに則して重複適用を排除すべきである。本件については「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において整合化を進める旨「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(2008年3月25日)にも記載されており、早急に措置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>コンビナート事業所の機器・設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもすぐわれない。また、こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進するうえで妨げとなるほか、基準の解釈と整合性の確保、申請手続、検査への対応等、事業者には多大な負担を強いている。</p> <p>確かに、熱交換器の新增設について、消防法と労働安全衛生法の重複適用が調整される(消防危第68号、平成19年3月)など、一定の前進は見られるが、本件も申請資料の一部省略が認められたにとどまり、重複する許可申請を合理化するものではない。「再度関係省庁において、石油精製事業者を交えて、更なる合理化・簡素化の必要性について検討を行う」との昨年度回答にしたがい、抜本的な合理化を推進すべきである。</p> <p>重複適用の排除により、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減されるとともに、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室 経済産業省原子力安全・保安院保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>

<p>危険物・防災・保安 (6)</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令の性能規定化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令に定める防災資機材は、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、大容量泡放水砲といった形で仕様規定化されており(第7条～第13条、第15条、第16条、第19条～第22条)、技術の進歩に即応した新技術の導入が難しいのが実情である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令第7条～第13条、第15条、第16条、第19条～第22条</p>
<p>要望内容</p>	<p>日進月歩する防災資機材の技術を導入することにより石油コンビナート防災体制の高度化を図るべく、石油コンビナート等災害防止法施行令を仕様規定から性能規定に変更すべきである。あるいは、実証実験や消火実績データ上一定の条件をクリアする資機材の導入を認めるよう、解釈を柔軟化すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>新技術やより高性能な資機材の導入によって、石油コンビナートの防災体制を強化できるにもかかわらず、仕様が違うという理由でそれが妨げられるのは本末転倒である。2006年8月14日の「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答」では、同施行令は性能規定であり新技術に即応した対応が可能である旨の言及があったが、そこで示された防災資機材の要件を見る限り、性能規定ではなく仕様規定であると判断される。大型高所放水車と同等以上の性能を有する1-S型泡放射砲について、消火実績データがあるにもかかわらず1セット目からの配備が認められない等の事例も実在している。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁予防課特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安 (7)</p>	<p>タンク底板溶接部検査の省略</p>
<p>規制の現状</p>	<p>タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線(側板とアニュラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手)についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第14条の3、第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の4第6項 危険物の規制に関する規則第62条の5 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日消防危第56号)</p>
<p>要望内容</p>	<p>溶接部に関する検査について、タンク製作時あるいは直近の保安検査時に行うのみでよいものとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①タンクの安全性については、腐食の速度の方が割れの進展より支配的である。 ②「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討報告書」(2002年3月)において、応力集中部に生じた割れが進展してタンクを貫通するに至るまでの時間は、地震や通常の油の出入れに伴う累積損傷疲労を考慮して破壊力学的に計算しても100年要することを、消防庁自ら明らかにしている(130～131頁参照)。 ③検査の省略によって溶接部試験のたびにコーティングを剥離する必要がなくなり、産業廃棄物の量を抑えることができると同時に、グラインダーがけの作業がなくなりタンク内の作業環境が改善する。 ④海外において、タンクの溶接部を定期的に検査している国はない。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>



<p>危険物・防災・保安 (8)</p>	<p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器の充てん可能期限の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器はいずれも充てん可能期限が15年と定められている。これらの容器を搭載する天然ガス自動車には、バスやトラック等の車両を15年以上使用するものも多く、容器の載替えの必要が生じることがある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>容器保安規則 一般高圧ガス保安規則第6条</p>
<p>要望内容</p>	<p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器の充てん可能期限を現行の15年から20年以上に延長すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器は、継目なし容器(V1)と金属ライナー製複合容器(V2、V3)、樹脂ライナー製複合容器(V4)とがあり、複合容器の強化繊維は、炭素繊維が主流となっている。炭素繊維は水分を始め光や他の環境成分の影響を受けにくく、時間がたってもほとんど劣化しない。このため炭素繊維強化複合容器については、現行の15年よりも長くその強度が維持できると考えられる。また他の継ぎ目なし容器(V1)や液化天然ガス自動車燃料装置用容器は、材質がスチール等であることを考慮すれば強度的にはさらに大きいと考えられる。</p> <p>②バスやトラック等の車両は15年を超えて使用するものも多く、容器載替えにより膨大な費用がかかることになる。また容器の充てん期限が来たため載替えようとしたが、すでにその形状の容器が生産中止されて別の容器を搭載するには車両の大幅な改造が必要となるため、廃車せざるを得ない事例も出ている。このようなケースも容器の充てん可能期限が延びることにより救済される。</p> <p>③ISO等海外基準では容器の充てん可能期限は15年より長い20年と制定されている。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省原子力安全・保安院保安課</p>



<p>危険物・防災・保安 (9)</p>	<p>電気事業法適用の化学設備に対する労働安全衛生法の 定期自主検査の適用除外【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>化学設備は、労働安全衛生法により定期自主検査(2年ごとに1回)を実施しなければならないが、このうち、電気事業用設備については電気事業法に基づく検査も行われている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法第45条 労働安全衛生法施行令第15条第1項第5号 労働安全衛生規則第276条 電気事業法</p>
<p>要望内容</p>	<p>化学設備のうち、電気事業法に基づく検査を行っているものについては、労働安全衛生法に基づく検査を免除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①そもそも労働安全衛生法の定期自主検査に関し、「ボイラー」「小型ボイラー」「第一種圧力容器」「第二種圧力容器」「小型圧力容器」のうち電気事業法の適用を受けるものは、対象外となっている。 ②化学設備についても、その危険性については、上記ボイラー等と同等であり、労働安全衛生法の定期自主検査の対象外とすることに問題はない。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>